



2022年5月24日

各 位

会 社 名 フルハシ E P O 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 山 口 直 彦
(コード番号：9221 東証スタンダード市場・名証メイン市場)
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 本 部 長 兼 総 務 部 長 上 野 徹
(TEL. 052-324-9088)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月24日開催の取締役会において、2022年6月29日開催予定の第75回定時株主総会に、発行可能株式総数及び定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

1. 発行可能株式総数の変更

(1) 変更の理由

将来の機動的な資本政策のため、発行可能株式総数を変更するものです。

(2) 変更の内容

発行可能株式総数を17,920,000株から19,838,000株に変更する。

(3) 変更予定日

2022年6月29日

2. 定款の一部変更

(1) 定款変更の目的

①将来の機動的な資本政策のため、発行可能株式総数を変更するにあたり当社定款を変更するものです。

②「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次の通り当社定款を変更するものです。

(1)株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第17条(電子提供措置等)第1項を新設するものです。

(2)株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる事項のうち、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができるようにするため、変更案第17条第2項を新設するものです。

(3)株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものです。

(4) 上記の新設及び削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものです。

(2) 定款変更の内容

(下線は変更部分を示しています。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>17,920,000株</u>とする。</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>19,838,000株</u>とする。</p> <p style="text-align: center;"><削除></p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p style="text-align: center;"><新設></p>	<p><u>(附則)</u></p> <p>1. 変更前定款第17条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除および変更後定款第17条 (電子提供措置等) の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第17条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) はなお効力を有する。</p>

	3. <u>本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>
--	---

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年6月29日(水)

定款変更の効力発生日 2022年6月29日(水)

以上